

監護相当・生計費の負担についての確認書

※受付年月日 令和 . .

申立てが真正であることの証明を求められた場合は、関係する書類を提出します。

記

	ふりがな 氏名	生年月日					住所										
1	なかま はなこ 中間 花子	平成・令和	19年	3月	1日	東京都〇〇区〇〇-〇〇 〇〇アパート〇〇号											
	個人番号	職業等（いずれかに○）※ (学生) ・ 無職 ・ その他		通学先（学生のみの場合のみ） 〇〇大学			卒業予定時期（学生のみの場合のみ） 令和 9年 3月			申立人による監護相当の状況（いずれかに○） ①同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である ②別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である ③その他（ ）			申立人による生計費の負担の状況（該当するものすべてに○） ①生活費（食費、家賃等） ②学費 ③その他（ ）				
2	(1) 18歳(平成18年4月2日生まれ)の子 (2) 19歳から21歳(平成15年4月2日生まれ)で、令和7年3月末までに、短大・専門学校・4年制の高校等を卒業予定の子 ※令和6年10月から児童手当制度の改正により第3子以降の算定対象は22歳到達後の最初の年度末までとなりました。 支給対象児童である高校生以下の児童に22歳到達前の兄姉があり、監護相当・生計費の確認書の提出がお済みでない方は 令和7年3月31日【必着】 までにご提出ください。		生年月日		住所												
			生の場合の			る監			生計費の負担とは：当該子が受給者の収入により子の日常生活の一部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することが出来ない場合をいいます。 (例：別居している場合) 別居している場合の仕送りについて、その内容が金銭ではなく食料品や生活用品などの場合であっても、その内容が、子の日常生活の一部又は全部を支えるために必要で、かつ、その仕送りを欠くと通常の生活水準を維持することができないと考えられるような場合には、生計費の負担をしていることに該当します。 (例：収入の有無について) 当該子の収入が多寡によって判断されるのではなく、監護相当及び生計費の負担の要件を満たすか否かにより判断されます。								
3	氏名	生年月日					住										
		平成・令和	年	月	日												
	個人番号	続柄	職業等（いずれかに○）※ 学生 ・ 無職 ・ その他		通学先（学生のみの場合のみ）			卒業予定時期（学生のみの場合のみ） 令和 年 月			申立人による監			1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）			

記載内容について上記のとおり相違ありません。

令和 7 年 ○ 月 ○ 日

氏名 中間 太郎

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

注意

- 1 この確認書は、受給者（請求者）が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は維持することをいいます。）する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）及び経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っていることをいいます。）のある児童の兄姉等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）の合計人数が3人以上の場合に、当該児童の兄姉等について記入の上、提出して下さい。
- 2 この確認書は、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、以下に掲げる者を除いた者について記載してください。
 - ① 児童福祉法に規定する延長者
 - ② 児童自立生活援助を受けている者（2か月以内の期間を定めて行われる援助を除く。）
 - ③ 母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設又は女性自立支援施設に入所又は入院している者（2か月以内の期間を定めて行われる入所を除き、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属する者に限る。）
- 3 生計費の負担をしていることとは、あなたの収入により日常生活上の全部又は一部を営んでおり、かつこれを欠くと通常的生活水準を維持することができないことをいいます。
- 4 「住所」の欄については、住民票上の住所を記載してください。
- 5 「職業等」の欄については、学生、無職以外の者（有職者を含む。）はその他に○をつけてください。また、学生等がアルバイト等をしている場合は学生に○をつけてください。
- 6 「通学先」の欄及び「卒業予定時期」の欄については、「職業等」の欄で学生に○をつけた場合のみ記載してください。「卒業予定時期」の欄については提出時点での予定時期を記載してください。
- 7 この確認書を、記載に係る子の18歳に達する日以後の最初の3月31日の到来前に提出する場合には、提出時点における監護相当・生計費の負担の状況の見込みを記載してください。「見込み」には、進学予定先や就職内定先のほか、進学先又は就職先が決まっていない場合の「未定」を含め記載して差し支えありません。